六　液体ロケット推進装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　極低温用の冷却装置、デュワー瓶、ヒートパイプその他の極低温用装置であって、極低温状態にある液体の損失が一年間につき三〇パーセント未満となるように設計したもの

ロ　零下一七三・一五度以下の温度を維持又は生成するように設計された極低温用容器又は閉サイクル冷却装置

ハ～チ　（略）

七～二十　（略）

第十七条　外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

2～6　（略）

7　外為令別表の五の項（八）の経済産業省令で定める技術は、第十四条第二号に該当する電波若しくは赤外線の吸収材又は導電性高分子の使用（据付、保守又は修理に係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）とする。

第十八条　（略）

2～5　（略）

6　外為令別表の六の項（六）の経済産業省令で定める技術は、次の各号の全てに該当するコーティングシステムの設計又は製造に係る技術（プログラムを除く。）とする。

一　第四条第十二号に該当するセラミックマトリックス複合材料の腐食を防ぐために設計したもの

二　一、一〇〇度を超える温度で使用することができるように設計したもの

第十九条　外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

五　第六条に該当するもの（前二号又は同条第一号、第十六号の三若しくは第十八号から第二十六号までのいずれかに該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム

2　外為令別表の七の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第六条第十七号イ、ロ、ホ、ヘ又はヌからシまでのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムとする。

3　外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～八　（略）

九　複数のチップをマルチチップ集積回路に統合するために設計した電子コンピュータ支援設計プログラムであって、次の全てに該当するもの

（一）　フロアプランニングを有するもの

（二）　チップとパッケージの協調設計又は協調シミュレーションを有するもの

十　マルチパターニングを使用した集積回路を設計し、又は製造するために設計し、又は改造した電子コンピュータ支援設計プログラム

十一　深紫外リソグラフィのマスク又はレチクル上のパターンを設計し、又は製造するために設計し、又は改造した計算機リソグラフィ用のプログラム

4・5　（略）

六　液体ロケット推進装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　極低温用の冷却装置、デュワー瓶、ヒートパイプその他の極低温用装置であって、宇宙空間用の飛しょう体又はその打上げ用の飛しょう体に使用するように設計し、かつ、極低温状態にある液体の損失が一年間につき三〇パーセント未満のもの

ロ　極低温用容器又は閉サイクル冷却装置であって、零下一七三度以下にすることができるもののうち、宇宙空間用の飛しょう体、打上げ用の飛しょう体又はマッハ数が三を超える速度での巡航が可能な航空機に使用することができるように設計したもの

ハ～チ　（略）

七～二十　（略）

第十七条　外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

2～6　（略）

7　外為令別表の五の項（八）の経済産業省令で定める技術は、第十四条第二号に該当する電波の吸収材又は導電性高分子の使用（据付、保守又は修理に係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）とする。

第十八条　（略）

2～5　（略）

（新設）

第十九条　外為令別表の七の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　（略）

五　第六条に該当するもの（前二号又は同条第一号若しくは第十八号から第二十四号までのいずれかに該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム

2　外為令別表の七の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第六条第十七号イ、ロ、ホ、ヘ又はヌからフまでのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムとする。

3　外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一～八　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

4・5　（略）